

平成22年（行ウ）第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

準備書面（45）

2012年 1月30日

松山地方裁判所 御中

「本件購入と本件採択との関係」についての 被告の虚偽の主張への反論と＜求釈明＞

被告は、本件・教師用教科書等の購入が本件採択を原因としていないことにしたいがために、本件には全く当てはまらない例を、苦し紛れに使用して、以下のように述べている。

「 図書は、事務に必要なから購入するのであって、このことは教師用指導書等においても同様である。例えば、新しい法律が制定され、その解説書等の図書を購入する場合、事務に必要なかどうかを判断し、この判断を介して購入するのであって、新しい法律が制定されたことを直接の原因として購入するものではない。」

（被告「準備書面（3）、2 ページ」）

たしかに、上記の例で言えば、「解説書等の図書」の購入は、新しい法律が制定されることによって、即必要とされるとまでは言えないだろう。被告が言うように、「必要かどうかの判断」が間に介在する例も、たしかに在り得るだろう。

しかし、本件教科書の採択と教師用教科書等の購入との間に、上記のような「必要かどうかの判断」が介在する余地があるだろうか。また、本件採択と購入までの間に、実際に、そのような「判断」がなされた形跡があるだろうか。

被告が、本件採択と購入の関係が、上記「新しい法律の制定と、その解説書等の図書の購入」の場合と同様であると主張したいならば、被告は、本件の場合にも同様に行なわれたはずの「事務に必要なかどうかの判断」行為の事実を示さなければならない。

しかし、これまでに何度も述べてきたように（「準備書面 22」及び「準備書面 34」）、 実

際は、すでに提出している「証拠 甲 47 号証」に明記されている「購入理由」からも明らかかなように、本件購入は、

「平成 21 年 8 月 27 日の教育委員会において、平成 22 年度中学校使用教科書が採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書を購入いたしたい。」

としてされたのである。

この、まさに、被告ら自身が作成した「公文書」の中のどこに、被告ら自身の主張に従えば、「本件採択」と「購入」の間に行なわれているはずの「事務に必要なかどうかの判断」の介在が示されているだろうか。

まさに、あまりにもはっきりと、「採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書を購入したい」と明記されているのである。

つまり、「財務会計上の行為」である「教師用教科書等の購入」の「直接の原因」が「平成 21 年 8 月 27 日の教育委員会において、平成 22 年度中学校使用教科書が採択され」たことであることを、この文書は明白に示しているのである。

被告は、この文書を前にしても、原告らは『「必要となった」を見落としているか、その意味を取り違えている。』とし、この「必要」の意味するところは、本件採択と本件購入の間に介しているところの「事務に必要なかどうかの判断」という意味での「必要」なのだと言主張するのである。（「準備書面（3）」、2 ページ上から 6 行目から 16 行目）

しかし、この文書の「必要」という言葉を、ただ、言葉そのままに読めば、「採択されたことに伴い、必要となった」とはっきりと記しているのであって、この「必要」という言葉が「事務に必要なかどうかを判断」の「必要」を意味しているのだなどは、どうあがいても、そのように認めさせ得ることではない。

本件教師用教科書等の購入は、「証拠 甲 47 号証」からも明らかかなように、教育委員会が本件教科書を、「今治地区教科用図書採択協議会」の答申を無視し、それとは別の教科書を採択した場合にだけ「必要」になったのであって、「採択協議会」の「平成 22～23 年度使用中学校教科用図書は、すべての教科において現在使用しているものを継続して使用することが望ましい。」（証拠 甲 3 号証）との答申どおり採択された教科に関しては、購入の「必要」は生じなかったのである。

しかも、「証拠 甲 47 号証」に明記されているように、その購入理由が、「事務の必要」からなどではなく、明らかに教育活動上の理由からであることも、すでに明らかにしたと

おりである。（「準備書面（34）及び（35）」）。

つまり、購入が必要か不必要かは、この本件採択においてこそ、また、本件採択においてのみ決まったのであって、本件採択後の「事務に必要なかどうかの判断」において決まったものなどでは決してない。

以上、本件・教師用教科書等の購入の「直接的原因」が、本件採択行為にあったことは、あまりにも明白である。

<求釈明>

一、 被告は、原告による上記、主張・立証をもってしても、なお、上記「購入理由」（証拠 甲 47 号証）の文面・「採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書」における「必要」という言葉が「事務に必要なかどうかの判断」の「必要」を意味すると言いき張る一主張するのであれば、本件採択後から本件購入までの間に当該関係者によってなされたとする「事務に必要なかどうかの判断」行為が存在した事実を示せ。その「判断行為」が確かにあったことを立証せよ。

以上